

早稲田大学政治学研究科

博士学位申請論文審査報告

博士学位申請者 森 達也

論文題目 「リベラルな精神——アイザイア・バーリンの政治思想」

論文書式 A4横書き(40字×30行)、目次3頁、本文・脚注237頁、初出一覧1頁、文献28頁

受理決定日 2015年6月17日

審査委員	主査	齋藤 純一	早稲田大学政治経済学術院教授
	副査	佐藤 正志	早稲田大学政治経済学術院教授
	副査	松本 礼二	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	副査	山岡 龍一	放送大学教授

最終口頭試問実施日 2015年8月8日(10:00~13:00) 於3号館914教室

1. 論文の構成

本論文は、序論、第1章から第7章、および結論、付録によって構成されている。

目次

序論

- 1 研究の目的
- 2 バーリン研究の現状と本研究の意義
- 3 本論文の構成

第1章 哲学的構想

- 1 反基礎づけ主義によるバーリン解釈
- 2 論理実証主義批判——哲学における三つのドグマ
- 3 哲学と信念
- 4 現代自由主義政治理論に対する示唆

第2章 価値多元論

- 1 問題設定
- 2 価値多元論の分析
- 3 多元的状况における理解と判断
- 4 価値多元論と自由主義
- 5 「理想の追求」と「品位ある社会」

第3章 価値多元論における自由と責任

- 1 問題設定
- 2 決定論と責任の両立不可能性
- 3 隠喩の具象化としての決定論
- 4 価値多元論と責任
- 5 『歴史の必然性』から『二つの自由概念』へ

第4章 リベラルな善の構想

- 1 問題設定
- 2 後期近代における自由の問題
- 3 価値多元論における寛容
- 4 自由主義とアイデンティティの政治
- 5 小括

第5章 対抗的啓蒙

- 1 政治理論と思想史研究の接点
- 2 理性, 信念, 言語
- 3 思想と思想史家——啓蒙をめぐるカッシーラーとバーリンの意見
- 4 小括

第6章 ナショナリズムとシオニズム

- 1 問題設定とアプローチ
- 2 二つのナショナリズム概念
- 3 フランス革命以降の時期におけるユダヤ人の境遇

- 4 小括
- 第7章 現代シオニズム運動とパレスティナの問い
 - 1 問題設定
 - 2 現代シオニズム運動——ヘルツルとヴァイツマン
 - 3 シオニズム運動の道徳的「正当性」
 - 4 イスラエルとパレスティナ
 - 5 小括
- 結論
 - 1 三本の糸が紡ぐ織物
 - 2 品位ある社会の制度的帰結
- 付録 アイザリア・バーリンの生涯
- 初出一覧
- 参考文献

2. 論文の概要

本論文は、序論、第1章から第7章、および結論から構成されている。それぞれの概要は以下のようにまとめられる。

第1章「哲学的構想」では、バーリンの初期の思想形成過程の検討を通じて、彼の思想の「反基礎づけ主義的」性格が確認される。まず、1930年代に論理実証主義批判を展開したバーリンは、その後、この哲学運動のみならず古典古代から現代に至る多くの哲学説に内在する誤謬（真理の対応理論等）を特定している。ここから彼が1950年までに一元論的哲学と決別したことが確認できるが、これはR・ローティの反基礎づけ主義論を30年近く先取りするものでもある。次いで本論文は、論理実証主義に代わるバーリン自身の哲学構想の骨子を解明し、その意義を問う。彼の哲学構想はカントの認識論を言語論的にとらえ返したものであり、言語論的、超越論的、歴史主義的特徴をもつ。人間の認識と思考にはつねに言語が介在していると考えるバーリンは、言語の経験的性質とともにそれが有する超越論的（すなわちカテゴリー構成の）機能に注目し、認識論と思想史研究を統合する視点を示している。加えて、言語批判という考えによって、認識と価値（あるいは事実と当為）のカテゴリカルな区別の可能性が否定される結果、道徳や政治の問題を哲学的考察の対象とすることが可能となる。

第2章「価値多元論」では、一元論批判から帰結するところの価値多元論をめぐる諸問題が検討され、以下の点が明らかにされる。まず、価値多元論の意義は、人間の活動を鼓舞するさまざまな理想や価値が衝突する理由とその様態を理解し、それらの前提となる諸々の概念とカテゴリーを吟味することにある。バーリンにおいて、価値の多元的状況は、価値の「両立不可能性」および「通約不可能性」の概念によって特徴づけられる。価値多元論は、単一の価値尺度をあらゆる人間や文化に適用する一元論の振る舞いを、個々の人格や文化の尊厳を蹂躪するものとして批判する。ここから価値多元論をめぐるいくつかの理論的問題が生じるが、とりわけ重要なのは多元論と自由主義の関係である。通約不可能性テーゼにより特定のイデオロギーの特権性が否定されることで、自由主義を肯定する根拠に関する（いわゆる相対主義の）問題が生じる。しかしこの問題は、自由主義と多元論

の言説階層の違いを認識することにより解消する。バーリンが提示する「品位ある社会」(decent society)の構想は、諸価値が衝突する現実の只中において相互の奉じる価値を理解し、非暴力的な態度を保持するための実践レベルでの構想である。

第3章「価値多元論における自由と責任」では、バーリンの価値多元論における個人の道徳性のあり方、そこにおける自由と責任の関係が考察され、以下の点が明らかにされる。まず、『歴史の必然性』(1954年)の中心的主張は、決定論が真であると想定される世界では個人の自由と責任の概念が消失する、または無意味となるということである。バーリンは決定論が真であると仮定した場合の実践的帰結(個人に道徳的責任を帰することが困難となる)を提示することで個人の自由意志と責任を肯定する非決定論を擁護する。次いで、本章は、C・テイラーによる『二つの自由概念』批判に応答しながら、価値多元論における自由と責任の観念について考察する。テイラーの「強い評価」理論は、価値の選択と犠牲という問題に注意を払っていない。価値多元論が真であるなら、個人が直面する選択肢がそれぞれ固有の価値を有する場合があるのであり、そのような場合には選択されざる価値の「損失」や「犠牲」が避けられない。この価値の喪失は固有の道徳的意義をもつ。それは選択の結果に対する配慮を行為者に呼び起こし、道徳的な感情を生じさせる。そこにおける道徳的責任の条件は、自己の選択に伴う喪失を承認する倫理的な態度に存する。

以上の基本的な考察を踏まえて、第4章「リベラルな善の構想」では、「精神の自由」に関するバーリンの議論の分析を通じて、価値多元論に基づく彼の自由主義思想についての解釈が示される。本論文によれば、彼の自由論は「リベラルな善の構想」の一種として解釈可能である。それは普遍的側面と歴史的側面を併せもつ。前者は価値の多元性に由来する悲劇的な選択の不可避性であり、後者は後期近代において自由の実践を取り巻く固有の状況への応答である。バーリンは悲劇的選択の両義性、とりわけその肯定的な側面を認識することの重要性を主張し、これを倫理的な個人主義の根拠とする。この個人主義は現代の人間の自由の問題に対する「リベラルの処方」として展開される。承認の消極的構想としての「品位ある社会」の思想は、一方でアイデンティティの倫理的な重要性を認めながらも、他方で承認の政治や多文化主義の議論が依拠する心理学的前提に一定の留保を付し、その過剰な政治化に警鐘を鳴らすものである。他方でJ・ロールズをはじめとする「政治的自由主義」の立場に対しては、その認識論的に特権化された中立性の主張に反論する。「品位ある社会」の構想は、リベラルな善の構想へのコミットメントを承認することによって、自由主義が党派的だが認識論的に整合的な一つの構想として成立可能であることを示している。

第5章「対抗的啓蒙」では、バーリンの思想史関連の著作を彼の政治思想の重要な一部として理解するための枠組みが提示される。本論文は、バーリンがB・クローチェとR・G・コリングウッドから継承したと考えられる「実存的歴史観」に注目する。それは歴史叙述がその著者の関心を何らかの形で反映していると想定する立場である。この視点のもとで次の二点が明らかにされる。第一に、バーリンのロマン主義理解は彼自身の知的履歴とほぼ正確に対応している。哲学者として出発した彼は、論理実証主義批判を通じて哲学における「信念」の重要性を看取し、その後の思想史研究においてヒュームの信念論を賞賛するJ・G・ハーマン、そして言語起源論争を通じてJ・G・ヘルダーへと続くロマン主義思想の導火線を見出す。ハーマンの言語思想に対するバーリンの関心は、言語論的転回

の問題をめぐる 20 世紀英米哲学の理論的布置と並行した形でとらえられている。第二に、バーリン自身のアイデンティティに対する彼自身による省察は、彼の政治思想を理解する際に有力な解釈項となる。すなわち、バーリンが自由主義とナショナリズムの問題を、フランス革命前後の時期におけるユダヤ人の同化論争との類比において理解していることが読み取れる。バーリンについては啓蒙主義の批判者、すなわち「対抗的啓蒙」の思想家たちに対する共感を寄せていることが知られているが、その目的は啓蒙主義の理念を否定することにあるのではなく、啓蒙主義の楽観的な想定に批判を加え、「より根源的な啓蒙」を目指すことにあった。

第 6 章「ナショナリズムとシオニズム」では、バーリンの思想史研究が上述の実存的歴史観にもとづいて考察される。まず、彼が提示する「二つのナショナリズム」の対比が確認される。すなわち「良性の、穏当な」文化主義的なナショナリズムと、政治的な自己主張を帯びた「悪性の、危険な」ナショナリズムである。バーリンによれば前者の考えを最初に明確にしたのはヘルダーであった。彼はヘルダーの中心思想を「民衆主義」、「表現主義」、「多元論」の三つに求めており、多元論と相対主義を分かち要素として「人間性」の擁護を挙げている。他方で後者の考えは、文化の独自性に関するヘルダーの洞察がドイツ観念論哲学と交わるところに生まれたとバーリンは理解している。カントの道徳哲学における自我の特権性がフィヒテの言語論的な集団主義と結合し、民族国家に絶対的な忠誠を求める政治的ナショナリズムが形成されていくのである。

次いで本章では、この文脈に即して、近代ユダヤ人に関するバーリンの諸論考を読み解き、彼がシオニズムを肯定するに至る思想史上の根拠が示される。解放により、西欧のユダヤ人たちはアイデンティティの選択に直面した。啓蒙の理念に共鳴する「父」の世代は同化を模索するが、その後のナショナリズムの潮流のなかで不安定な状況に置かれた。他方で父たちの選択に懐疑的な「子」の世代はこれとは異なる答えを示した。バーリンがとりわけ注目するのが M・ヘスである。彼は社会主義者であったが唯物論者ではなく、ヘルダーと同様にネイションの実在性を信じた。『ローマとイェルサレム』（1862 年）において、彼は同化が原理的に不可能であることを論じ、「ユダヤ人問題」の解決をパレスティナにおけるユダヤ人共同体の建設に求めた。このように、バーリンによる 19 世紀思想史はヘルダーからヘスへと至るシオニズム思想形成の物語として理解することができる。

第 7 章「現代シオニズム運動とパレスティナの問い」では、前章の議論を引き継ぎ、バーリンの政治思想が現代シオニズム運動とイスラエル国家に関する彼の言動から批判的に考察される。まず、20 世紀の政治的シオニズム運動とその精神的・思想的基礎に関する彼の見解が明らかにされる。バーリンは、この運動の推進に大きな役割を果たした二人の「偉大な人物」について論じている。T・ヘルツルは夢想的な「ハリねずみ」であったが、彼の熱意と驚異的な行動力は政治的シオニズム運動を現実のものとした。他方で C・ヴァイツマンは、東方ユダヤ人の心情を理解する民衆指導者であると同時に、「狐」の機知をそなえた「現実政治」の達人でもあった。この文脈において「品位」という言葉は、ヴァイツマンやアインシュタインの現実主義的かつ非暴力的な態度を指し示しており、自由主義とシオニズムの両立可能性を示唆している。この両立可能性については多くの論者が疑義を表明しているが、第 1 章で考察したバーリンの反基礎づけ主義に照らせばその理論的問題は解消する。共同体への帰属は、良くも悪くも経験的に観察される一つの人間的欲求で

ある。

次いで、イスラエル国家をめぐる現代的論争におけるバーリンの立場について考察が加えられる。批判者たちの主張に反して、バーリンはしばしばパレスティナ・アラブに対するイスラエルの「犯罪」に言及しているが、E・サイドのようにイスラエル国家のあり方をラディカルに批判することには消極的であった。とはいえ、ナショナルなものをめぐる両者の態度の間には共通点も見られる。サイドは故国喪失や周縁的存在に対する深い洞察で知られるが、ディアスポラたることを積極的に奨励したわけではない。彼はナショナルなものの暴力性を批判しつつも、パレスティナの民衆が故国喪失状態から解放され、安全・安心を享受できることを望んでいた。

以上を踏まえて、パレスティナに樹立されるべき政治秩序に関するバーリンの意見と展望が検討される。バーリンは文化的ナショナリズムの理念にもとづき、パレスティナにユダヤ人共同体が存在することを望んだが、それが必然的に国民国家の形をとるとは考えておらず、むしろ政治的な枠組みをもたない民族自決の必要性を説いた。それは諸民族を包摂する第三者的権威によって統合される帝國的な政治体、あるいは諸民族の対等な地位の承認にもとづく連邦国家と言うべきものである。他方で彼はいわゆる「一国家解決」に懐疑的であり、多民族・多文化共生の展望にきわめて悲観的な展望をもっていた。

結論においては、これまでの考察によって得られたバーリンの政治思想の思想史上の位置づけが行われる。まず、「教義の類似性」の観点からすると、彼の自由主義は英米政治理論の主潮流（社会契約論、功利主義、自由市場論）とは大きく異なる。彼の知的形成には、彼自身が「三本の糸」と呼ぶところの複数の要素（ドイツ＝ロシア的、英国的、ユダヤ的要素）が関与しており、現代自由主義の主要な諸潮流の中にあってきわめて独特のものであると言える。次に「政治的な類似性」に関して、主に第7章の考察に依拠しながら、彼が肯定するであろう「品位ある社会」の構想を特定する。まず、バーリンの文化的ナショナリズム論は、民主的な国民統合の基礎を共通の「公共的文化」に求めるD・ミラーのリベラル・ナショナリズム論とは趣を異にする。また、彼の政治社会構想はいわゆる「多文化社会」を志向するものでもない。この点に関しては、彼の弟子であるY・タミールが、彼女の政治制度構想を国民国家にではなく、個々の民族集団を包摂する広域的な政治体に求めたことが示唆的である。本論文によれば、バーリンはナショナルな理想が人々を鼓舞する力の「無視しがたい強さ」を強調する一方で、それを国家構成原理として主張することはなかった。彼が肯定したのはむしろ、ナショナリズムの暴力がヨーロッパを席卷した後で逆に明らかとなったところの「自由主義、寛容、品位」の重要性であった。

3. 論文の評価

本論文は、バーリンの政治思想を多面的かつ総合的に検討し、それに固有の特徴を明らかにしたものである。

本論文の意義は以下の点に求められる。

まず、バーリンの政治思想に関する先行研究を十分に踏まえながら、彼の哲学、政治理論、思想史、そしてナショナリズム・シオニズム論を総合的にとらえたことが本論文の意義として挙げられる。とりわけ従来のバーリン研究において主題的に取り上げられることがなかった彼のシオニズム論に関して十分な考察と評価を行ったことは本論文の功績である。

る。

バーリンの政治思想を主題とする諸研究は、彼が『二つの自由概念』（1958年）を発表した直後の時期にまで遡るが、それらはもっぱらこのテキストの批評にとどまっていた。バーリンの政治思想の核心を価値多元論に見出したのはB・ウィリアムズの1978年の論考であり、これ以降、その核心を自由論および価値多元論に求める流れが確立した。この潮流は1990年代後半から今日に至る日本のバーリン研究においても顕著である。他方で彼の思想史研究に関する批判的考察は、2000年代初頭から徐々に活性化してきてはいるものの、それらは主として思想史の各分野の専門家がバーリンの著作を批判的に吟味する形をとっている。バーリンの思想史研究の全体像を価値多元論とのかかわりのもとでとらえた本格的な研究は、内外の多くの研究にあって本論文が初めてであると言っても過言ではない。加えて、彼自身のアイデンティティとのかかわりからバーリンの思想と行動を読み解く「知識人論」が、近年若い世代の研究者によってなされつつあるが、いずれも彼の生涯の一時期に注目するにとどまる。彼の生涯にわたる知的経歴を考察した研究という点でも本論文は研究上の価値をもっている。

第二の意義は、本論文が、バーリンの政治理論と彼の思想史研究とを架橋した点にある。本論文では、バーリンの思想史研究が彼自身の実存的関心に対応していることに注目し、啓蒙主義と対抗的啓蒙主義、ロマン主義とナショナリズム、そして近現代のシオニズムに関する著作が彼自身の政治的態度を投影しているという仮説のもとに解釈が行われている。本論文の前半部は、バーリンの自由主義を構成する多様な素材を収集し、それらを一貫した政治理論として再構成することに成功している。また後半部では、彼の政治理論の具体的コンテクストを構成する、思想史および現実政治に関する諸論考が取り上げられ、20世紀の歴史・政治的環境におけるバーリン自身のアイデンティティおよび政治的コミットメントの理解がはかられている。これは、従来もっぱら「自由主義と価値多元論」の枠組のもとで論じられてきた彼の政治理論に具体的な文脈を与えるものでもある。この試みにより、本論文は、バーリン独自の価値多元論について説得力のある解釈を示すことに成功している。

本論文の第三の意義は、ハーマン論に即しながら言語をめぐるバーリンの思想を取り上げ、それがいわゆる「言語論的転回」の問題をめぐる20世紀英米哲学の理論的布置と並行するものであることを指摘した点にある。バーリンの言語論を主題的に扱った研究はこれまで存在せず、これも本論文独自の貢献であると言える。本論文が、『二つの自由概念』の分析に傾いてきた従来の研究とは異なった、ユニークな解釈を提示できているのは、これまで見過ごされてきたこうした論点に注目しているためである。

最終口頭試問および審査委員会では、以下の点が指摘された。

1) バーリンにおける政治理論と思想史研究を架橋するという本論文の課題はよく果たされているが、論述が「知識人論」にやや傾いていることもあり理論的な争点それ自体——たとえば、バーリンのいう「妥協」とJ・グレイのいう「暫定協定」との違い、バーリンの擁護する寛容の構想が許容としてのそれとどう異なるかなど——に対する考察がやや薄くなっている、2) 思想史に関するバーリンの考察を重視する本論文は、ヘルダー、ハーマン、M・ヘスらに関する論考には十分な注意を払いながらも、A・ゲルツェンに代表されるロシア知識人へのバーリンの深い関心については踏み込んだ考察がなされていない、3)

バーリン自身の価値多元論がどのような思想的影響のもとに形成されたかについてさらに考察すべき余地がある、4)バーリンの価値多元論には M・ヴェーバーのそれ(「神々の闘争」)との親和性が認められるが、ヴェーバーとは違い「権力」や「政治的責任」についての考察がバーリンにおいては主題化されているとは言えず、この点に関するさらなる検討が求められる、5)バーリンに見られる政治に対する消極的態度は、犠牲を回避しようとする彼の「現実性の感覚」だけでは説明しきれず、その点についてさらに掘り下げて論じるべきである、6)各章の完成度は高いが、理論と思想史研究を架橋する位置にある第4章については論述の補強、改善が望まれる。

審査委員によって指摘されたこれらの問題や課題は 本論文の根幹部分に対する疑問や異論というよりも、今後の出版や研究にむけてのアドヴァイスと言うべきものである。本論文は、バーリン研究として完成度が高いだけでなく、文章もよく練られており、修正を加えずとも出版することができるが、これらの点について論述を改善、補強すれば、バーリン研究のスタンダードとして長く参照されつづける成果になるはずである。

4. 結論

本論文は、バーリンの政治思想を総合的に考察した本格的研究であり、とりわけ彼の政治理論と思想史研究を架橋し、シオニズム論にも検討を加えたことは本論文の大きな貢献であると言える。また、本論文が示した研究成果は、価値多元論と自由主義の関係、ナショナリズムと自由主義の関係など政治理論の主要な論点にとっても貴重な考察を含んでおり、思想史研究のみならず、政治理論研究の進展にも寄与すると考えられる。審査委員一同は、これらの学術的貢献を高く評価し、本論文は、博士(政治学)の学位を授与するに相応しいものであると判断する。

2015年9月20日

齋藤 純一
佐藤 正志
松本 礼二
山岡 龍一